

あいみらい保育園給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

あいみらい保育園の完全自園給食を実施し、継続的に安定した行政サービスを提供していくことを目的として、本業務を実施したい。給食提供における専門性・安全性・継続性・質の確保が必要なことから、提案内容や実績を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる事業者の選定を行いたい。本要領は、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 第287号

令和8・9・10年度 あいみらい保育園給食業務委託

(2) 業務内容

「あいみらい保育園給食業務委託仕様書」（別紙1）のとおり

(3) 委託期間

契約締結後5日以内から令和11年3月31日まで

※令和8年3月31日までは当該業務の準備期間

3 提案上限額

提案上限額は74,454,000円（税抜）とする。業務に対して上限を超えた額で提案した場合は、失格とする。

ただし、令和8年3月31日までは準備期間とし、業務委託料は発生しないものとする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール（案）

内 容	日 程
公募開始	令和7年10月 8日（水）
質問書の受付締め切り	令和7年10月17日（金）
質問書への回答	令和7年10月23日（木）
応募申請書の提出締め切り	令和7年10月29日（水）
企画提案書類等の提出締め切り	令和7年11月19日（水）
プレゼンテーション	令和7年12月 2日（火）
選考結果の通知	令和7年12月 上旬
契約締結	令和7年12月 中旬
準備期間	約4ヶ月（令和7年12月～令和8年3月）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに

該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 甲賀市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育園の給食調理業務の実績を 2 年以上有していること。
- (4) 過去 2 年以内に、受託した保育園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が甲賀市に存する場合に限る。）、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑及び応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙 2）により電子メールで行うこと。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦 8 桁）. 会社名」を入力し、送信してください。送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。

(2) 期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地（甲賀市役所 2 階）
甲賀市 こども政策部 保育幼稚園課

- (4) 回答方法
甲賀市ホームページによる回答を予定
- (5) 回答予定日
令和7年10月23日(木)

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 業務実績(様式2) 正本1部、副本8部 (副本8部については、「1. 会社概要」欄はすべて空白とすること。)
- ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 正本1部
- エ 登記事項証明書(全部事項証明) 正本1部
- オ 経営状況を証明する書類(直近3ケ年の財務諸表) 貸借対照表、損益計算書 正本1部
- カ 直近年度の国税(法人税(個人の場合にあつては、所得税))の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)。ただし、甲賀市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、直近年度の国税(法人税(個人の場合にあつては、所得税)及び消費税)及び市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が甲賀市に存する場合に限る。))の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの) 1部
※甲賀市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、法人の場合にあつては履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本。写し可)、個人の場合にあつては身分証明書の写し 1部

(2) 提出期間

令和7年10月8日(水)から10月29日(水)まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地(甲賀市役所2階)
甲賀市こども政策部保育幼稚園課

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式3) 正本1部 副本8部
・表紙について

「あいみらい保育園給食業務委託企画提案書」と記載し、正1部のみ余白に会社名等を記入、押印すること。(副本8部については、会社名を除くこと。)
また、表紙の背景は無地とすること。

・企画提案事項の記載について

別紙1「あいみらい保育園給食業務委託仕様書」に基づき、様式3を参考に、各項目内容を記載した企画提案書を提出すること。ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

・サイズについて

企画提案書はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。

・提出部数について

提出部数は9部(正1部、副8部)とし、提出後の資料追加、修正は認めない。ただし、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。また、提出された書類等は返却しない。

・プレゼンテーションについて

具体的なプレゼンテーションの日程等については、別途通知する。

イ 価格見積書(様式4) 正本1部

(2) 提出期間

令和7年11月5日(水)から11月19日(水)まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地(甲賀市役所2階)
甲賀市こども政策部保育幼稚園課

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査方法 企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査日 令和7年12月2日(火)(時間は別途通知)

なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。

(3) 会場等 日時・会場等は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 提案時間 25分

(5) 質疑応答 25分

(6) 審査基準

別表の各審査項目について、配点×評価区分による絶対評価で点数をつける。(価格評価を除く)

「A」は、各審査項目について最も優れている企画提案書類にのみつけることができる。

評価区分

A	特に優れている	配点×1.0点
B	優れている	配点×0.8点
C	良い	配点×0.6点
D	普通	配点×0.4点
E	劣る	配点×0.2点
価格評価の見積金額については、以下の得点化方法で行う。 得点＝（最も低い見積金額／当該事業者の見積金額）×10点 ※得点は、少数点以下切捨て		

最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、審査員全員の合計で最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。ただし、同一の審査項目において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

なお、提案者が1者のみの場合も同様とする。

(7) その他

- ア 出席者は2人以内とし、提案説明者は、本業務を主に従事する者が行うこと。
- イ プレゼンテーション用のプロジェクターとスクリーンは甲賀市が用意する。パソコン・インターネット環境は各自が用意すること。
- ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないこと。
- エ 審査の対象事業者は、「6. 参加資格」要件を満たし、かつ「8. 参加申込の手続き」を期限内に終えた事業者に限る。参加申込者全てに対して、別途「参加資格審査結果通知書」により通知する。

1.1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申し込み者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年12月上旬

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を甲賀市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）により、担当課宛てに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査に欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申し立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5 契約について

合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行ない、見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優先事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点事業者との協議を行うものとする。

1.6 問合せ先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地（甲賀市役所2階）

甲賀市こども政策部保育幼稚園課

T E L 0748-69-2181

E-mail koka10295000@city.koka.lg.jp

(別表)

審査項目		評価基準	採点
会社概要評価		<ul style="list-style-type: none">・ 経営理念・ 財務状況	5 点
組織評価	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 過去の業務実績 (保育園給食及び集団給食の業務実績)・ 人材確保数 (社員数、社員の平均勤続年数等)	10 点
	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 業務従事者数 (人数、資格、経験年数等)・ 本社との連携体制・ 災害時や感染症の蔓延時等緊急時の人員確保体制	10 点
基本事項 評価	保育園給食に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 乳幼児期の食の重要性を踏まえ、保育園給食に対する基本的な考え方	10 点
	衛生管理業務および事故等の防止対策について	<ul style="list-style-type: none">・ 衛生管理体制・ 衛生管理マニュアルの作成の有無・ 食中毒や異物混入等の事故に関しての具体的な防止対策	15 点
	アレルギー及び個別対応食の対応について	<ul style="list-style-type: none">・ アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウや当該業務における対応の実施体制・ 食物アレルギー対応マニュアルを作成の有無・ 特別な配慮が必要な食事等への提供体制 (嚥下調整食等)	10 点
	食育に関する考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 食育に関する考え方・ 食育に関する取り組み事例	10 点
	人材育成について	<ul style="list-style-type: none">・ 人材育成体制、年間の研修計画・ 保育園に特化した研修 (離乳食やアレルギー対応食)・ 巡回指導について	10 点
	総合評価	<ul style="list-style-type: none">・ 業務委託に対して、独自性や積極性等意欲があり、建設的な提案がされているか	10 点
価格評価	見積金額	<ul style="list-style-type: none">・ 費用上限額に対して事業者努力が見受けられるか	10 点